

平成26年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

平成26年10月22日

平成26年10月22日(水)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉
32番	栗林利男	33番	菅谷晁

34番 伊藤 寛
36番 本宮 敏雄
38番 菱木 重雄
40番 多田 晃一
42番 三橋 和男

35番 椿 康弘
37番 宮 負厚美
39番 小倉 新一
41番 大須賀 常政
43番 小林 一男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

7番 石橋 新一郎

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本 栄男	管理班長	椎名 正志
農地班長	高橋 重正	主査	伊能 弘
主査	伊藤 健	主任主事	小川 敦弘

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。

欠席委員は、7番 石橋新一郎委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成26年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 菅谷樹雄委員、37番 宮負厚美委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求め。平成26年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号3番、譲受人が耕作利便を図るためによる所有権移転であります。

整理番号4番、譲受人が贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号5番、譲受人が贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が贈与を受けるためによる所有権移転であります。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 去る、10月16日、木曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号4番、今泉委員。

4番今泉委員 この申請は、農業経営の規模拡大を図る譲受人が神奈川県在住のため耕作困難により農業を廃業する譲渡人から申請地を贈与により譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番、3番の2件について、17番 向後委員。

17番向後委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地等を譲り受け農業経営の規模拡大を図るため、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、26番 星越委員。

26番星越委員 この申請は、譲受人が耕作地に近い申請地を贈与により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 この申請は、後継者である譲受人が親から申請地を贈与により譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 この申請は、後継者である譲受人が親から申請地を贈与により譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成26年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。例外規定施行規則第33条第1項の第4号に、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

審査結果について報告いたします。

この案件については、立地条件も良く実効性等問題はないとの意見でありました。

また、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、43番 小林委員。

43番小林委員 場所でございますが、〇〇〇〇線を〇〇に向かい〇〇〇〇先に〇〇〇〇の交差点を〇〇しまして〇〇キロ位行った先を〇〇メートル位入った場所でございます。

現在、申請者の住宅は老朽化し手狭なために隣接地へ住宅を建築するとのことでございます。

用水、汚水雑排水は現在の住宅で使用しているものを延長して利用するとのことです。

周辺農地は所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題ないものと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、都市計画法用途区域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で貸駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号3番、4番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で進入路及び専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う使用貸借権設定で工場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。例外規定施行規則第33条第1項の第4号に、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号7番、転用を伴う使用貸借権の設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。例外規定施行規則第33条第1項の第4号に、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で貸駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号9番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号10番、転用を伴う賃借権設定で店舗用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号11番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号12番、転用を伴う賃借権設定で資材置場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号13番、転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号14番、転用を伴う賃借権設定で店舗及び駐車場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが例外規定施行規則第35条第4号に、「流通業務施設、休憩所（ドライブイン、休憩施設を伴うコンビニエンスストア等）、給油所その他、これらに類する施設」に該当するものと判断されます。

また、「次にあげる区域内に設置される」には、車両の通行上必要な施設として一般国道または都道府県道の沿道の区域に該当いたします。

以上であります。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は14件であります。

このうち、整理番号5番、10番、14番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

整理番号5番、10番、14番については、立地条件も良く実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 整理番号1番、2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、整理番号1番については、この申請は譲受人が結婚により住まいが手狭になったため今回住宅を建築するため譲り受けるもので、申請地は〇〇〇〇、〇〇方面に約〇〇メートル、〇〇〇〇の手前で都市計画の用途区域で、周辺は住宅地で第3種農地でございます。

用排水溝については上下水道が完備され、用水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する

とのことです。

周辺農地もなく、書類・事業計画も適切であると思われることからこの申請は妥当と判断しました。

次に、整理番号2番ですが、この申請は建設・土木業等を営んでいる業者が事業拡大のため貸駐車場用地として譲り受けるもので、申請地は〇〇〇〇の西側約〇〇メートル位です、〇〇〇〇の道路を挟んだところで、やはり都市計画の用途区域で第3種農地と思います。

造成は、碎石を敷き占めるだけで雨水は自然浸透とのことです。隣接農地もなく、同じく書類、事業計画とも適切であると思われることから、この申請も妥当と判断しました。

以上2件、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号3番、4番は、関連案件でございますので、一括して現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇方面から〇〇方面に向かい〇〇〇〇がございます。また隣りが〇〇の〇〇〇〇がありますけれども、そこより北東に〇〇メートルほど行った所でございます。

内容につきましては、譲受人は現在アパートに住んでおり手狭なため住宅を建築するとのことでございます。また、住宅への進入路を設置するとのことことです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流し、雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地耕作者は譲渡人のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、5番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 場所ですけれども、〇〇〇〇線、〇〇〇〇入口より〇〇キロ位東辺りを〇〇手前より〇〇キロ位北の〇〇〇〇という場所です。

譲受人は自動車整備業を営んでおり、事業拡大に伴い現在の隣接地への工場を建築する計画とのことです。申請地は、平成25年10月4日付けで農振除外となった場所です。

用水、排水、雨水は既存の工場用排水へ接続するとのことです。周辺農地所有者への説明もしてあり問題がなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、こ

の申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 場所ですけれども、〇〇〇〇から〇〇に向かって左側で、場所的には〇〇〇〇地区でも山間地区と言われる〇〇という集落でございます。

譲受人は貿易業等を営む会社で、脱原発により再生エネルギー発電が進むなか、太陽光発電事業に取り組み地域へ貢献するとのことです。

雨水は敷地内処理で、隣接農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われまふ。この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えまふ。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番について、18番 高木委員。

18番高木委員 場所ですけれども、〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇を渡りまして左側に曲がり〇〇集落目の〇〇という場所でありまふ。

譲受人は現在アパートに住んでおり、子供の成長に伴い手狭となったため、実家の隣接地に申請地へ住宅を建築するとのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流するとのことです。

隣接農地所有者は譲受人のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えまふ。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、8番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 申請地は、〇〇〇〇から〇〇〇〇への道路沿いで〇〇〇〇周辺にございまふ。隣接地は、市道、畑、〇〇〇〇に囲まれた農振区域外の水田にございまふ。

申請者は、介護施設の役員であり当該施設の駐車場用地の確保のため、この申請に及んだところでございまふ。造成計画・資金計画も確立され、隣接農地所有者への説明もなされておまふ。したがって、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしていることから、この申請は妥当と判断いたしました。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、9番について、35番 椿委員。

35番椿委員 まず場所ですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇へ向かいますと〇〇〇〇が右手にあります。その信号を〇〇に入りまして約〇〇メートル位だと思いますが、入った所に〇〇〇〇地区というこの場所がございます。

現在の自宅が台風によりまして、たびたび崖崩れ等の被害を受け危険なため、申請地へ住宅を建築するという事です。面積的に広いですが譲受人の長男夫婦が戻ってくるため、子供の住宅も建築するとのことです。

用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発散処理にて処理するとのことです。

周辺農地所有者への説明もしてありまして問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 場所は、〇〇〇〇号、〇〇と〇〇を結ぶ〇〇線と〇〇〇〇号〇〇〇〇線の交差点、〇〇〇〇の信号、南角であります。

譲受人は小売業等を行う会社で、申請地は交通量が多く集客も見込めるためコンビニを建築する計画とのことです。

用水は水道、排水雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発散処理にて処理し、雨水は浸透溝にて処理するとのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番について、37番 宮負委員。

37番宮負委員 場所は、〇〇〇〇北側を〇〇メートル位行った所の〇〇〇〇の隣りです。

なお、譲受人は運送業等を営む会社で、高効率の太陽光発電設備を導入し周辺企業等の環境への誓いと再生可能エネルギーの有効活用をするため設置するとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、12 番について、39 番 小倉委員。

39 番小倉委員 まず初めに場所の説明でございますが、こちらについては〇〇〇〇線の〇〇になります。そこに〇〇〇〇があるその西側〇〇キロほどであります。また、〇〇〇〇の手前になるという場所でございます。

譲受人は材木業を営んでおり現在の敷地では手狭なため、申請地を資材置場用地とするとのことであります。

雨水は敷地内処理で、隣接農地所有者へも説明してあり問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 次に、13 番について、42 番 三橋委員。

42 番三橋委員 これは、転用を伴う所有権移転でございます。

場所は、〇〇〇〇の西側、ちょうど〇〇〇〇のある南側、〇〇メートル位真中に入ったところ です。

譲受人は不動産業を営む会社で、申請地周辺は立地条件がよく需要が見込めるため、宅地分譲用地とするとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 次に、14 番について、43 番 小林委員。

43 番小林委員 場所でございますが、〇〇〇〇線を〇〇に向かい〇〇〇〇、〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の右側、また右側へは〇〇〇〇線がこれから新設される場所でございます。

譲受人は小売業等を行う会社で、申請地は交通量が多く集客も見込めるためコンビニを建築する計画とのことでございます。申請地は平成25年4月16日付けで農振除外となった場所でございます。

用水は水道、排水雑排水は合併浄化槽で処理後、浸透池で処理し、雨水についても浸透池で処理するとのことです。また、オーバーフロー分については水路へ放流とのことでござい

ます。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成26年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成26年度第7次農用地利用集積計画1番から49番までの設定であります。

賃借権の設定、新規33件、192,427㎡、これは全部田であります。

賃借権の設定、再設定14件、54,056㎡、これは全部田であります。

所有権移転、2件、1,480㎡で、これは全部田であります。

以上、49件の第7次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成26年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、太陽光発電設備用地とのことです。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第36条第1項に該当するものと判断されます。

整理番号2番、進入路及び作業用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第33条第1項第4号に該当するものと判断されます。

整理番号3番、駐車場用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第33条第1項第4号に該当するものと判断されます。

整理番号4番、資材置場用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第33条第1項第4号に該当するもの

と判断されます。

整理番号5番、店舗兼住宅用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第33条第1項第4号に該当するものと判断されます。

整理番号6番、駐車場用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第33条第1項第4号に該当するものと判断されます。

整理番号7番、専用住宅用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第33条第1項第4号に該当するものと判断されます。

整理番号8番、専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号9番、コミュニティセンター及び駐車場用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第33条第1項第4号に該当するものと判断されます。

整理番号10番、進入路用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第36条第1項に該当するものと判断されます。

整理番号11番、資材置場用地とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、例外規定施行規則第33条第1項第4号に該当するものと判断されます。

以上、整理番号1番から11番まで第1種農地相当及び第2種農地相当ではありますが、農地法施行規則第33条第4号及び第36条第1項に該当する施設であるため、香取市農業振興地域整備計画の変更については妥当と考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更案件は、11件であります。

このうち、整理番号3番、4番、6番、9番、11番について、現地調査を行いました。

それでは、調査結果を報告いたします。

現地確認した結果、整理番号3番、4番、6番、9番、11番及び他の案件につきましても農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと認められたため、問題なしとの意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 場所は、〇〇地区〇〇〇〇前の〇〇を〇〇〇〇の所で〇〇へ曲がって〇〇に入り〇〇メートルほど行くと右側に〇〇〇〇があり、その手前の隣接地になります。

譲受人は電力不足に協力し、緊急時の停電に近隣地に電力を供給できるようにし、地域に貢献したいとのことです。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理とのことです。

周辺農地所有者からの同意もあり問題ないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、2番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇から〇〇方面、〇〇方面へ約〇〇キロほど行った所の市道沿いであります。

申請地は農振法制定以前より樹木が生い茂っており、進入路及び野菜の洗浄のための排水用地として使用しているとのことであります。

以前より使用されていたことから、周辺農地への影響もなく、汚水雑排水についても問題ないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断をいたしました。

審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、3番について、10番 加瀬委員。

10番加瀬委員 場所は〇〇〇〇線の〇〇、〇〇〇〇の先、〇〇〇〇の信号を〇〇へ〇〇キロメートル位行った先に〇〇〇〇がありまして、その前を〇〇し〇〇〇〇の前を通り、その先北へ〇〇を道なりに〇〇メートルから〇〇メートル行った、少し寂しい所です。

申請人は、農産物の生産・出荷を行う〇〇〇〇ですけれども、主に野菜、苗木の生産販売、果実、イチゴやマンゴーの生産販売を行っている〇〇です。

現在の駐車場は少なく手狭なため、申請地を駐車場用地とする計画です。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理とのことです。

周辺農地所有者からの同意もあり問題ないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、4番について、15番 篠塚委員。

15番篠塚委員 現場ですが、〇〇〇〇前の信号を〇〇しまして〇〇キロ位進行した右側に〇〇地区の〇〇〇〇さんという〇〇さんがあるんですが、その先〇〇メートル位行った右側が申請者の作業場です。その下の農地が現場であります、現在は休耕地となっております。

申請人は建築及び土木作業等の仕事を営んでおりますが、現在資材置場がないため会社の隣接地である申請地を資材置場とするとのことです。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理とのことです。

周辺農地所有者からの同意もあり問題がないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号5番について、説明いたします。

場所ですが〇〇〇〇線の〇〇〇〇というのがありまして、その道路の向かい側の田んぼであった土地です。

申請人は農振法及び農地法に関して認識不足により隣接地にあった住居の建て替えの際に店舗兼住宅を建築してしまいました。

以前より使用、もう大分前から使用されていたこともありまして、周辺農地への影響もなく、汚水雑排水についても問題なく、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

次に、6番ですけれども、6番もこの5番とまったく隣り同士みたいな土地です。

それで、既に〇〇で働いている職員の駐車場と、あとは〇〇〇〇が〇〇〇〇のすぐ隣りにありまして、かなり地元では使い勝手が良いような場所にもう既に使われているものです。

汚水・雑排水はなく、雨水も敷地内処理で、周辺農地の持ち主の同意もありますし、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した場合、問題はまったくなさそうですねということではありますが、審議のほど、よろしくお願申し上げます。

議 長 7番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 譲受人は、隣接地へ住宅建築の予定がありますが、接道要件を満たしていないため、申請地を住宅用地として接道要件を満たすものであります。

用水は水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発散処理し、雨水は宅地内処理をするとのことです。

周辺農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 まず、場所ですが〇〇〇〇から〇〇方面へ約〇〇キロ位行きますと〇〇集落の〇〇〇〇が〇〇の〇〇にございます。その〇〇、〇〇〇〇の反対側を〇〇に集落内へ入って行きまして、約〇〇メートル位行った所にございます。

申請人は農地法に関して認識不足により専用住宅用地としてもう使用しております。また、申請地は農振法制定以前の昭和39年より使用しているため、誤謬により農用地区域から除外するとのことです。

以前より使用されていたことから、周辺農地への影響もなく、汚水雑排水についても問題がありません。農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 次に9番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 場所は、〇〇〇〇号〇〇〇〇線〇〇の信号近くであります。〇〇のほぼ中央の場所であります。

〇〇〇〇が老朽化し建て替えをする計画を立てましたけれども、現在の場所は手狭で立地条件も良くないため、申請地を〇〇〇〇及び駐車場用地とするとのことであります。

用水は水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流し、雨水は宅地内処理をするとのことであります。

周辺農地は所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、10番について、40番 多田委員。

40番多田委員 場所ですけれども、〇〇〇〇線、〇〇〇〇より手前〇〇メートル位行った所の右側、〇〇〇〇の方へ上がりまして、そこから〇〇メートル位入りまして〇〇にあります。

申請人は農振法及び農地法に関して認識不足のことがありまして、住宅を増築した際に進入路用地を出してしまったもので、その部分の除外でございます。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理とのことです。

周辺農地所有者からの同意もありますので問題ないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたします。

審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 次に、11番について、43番 小林委員。

43番小林委員 場所の説明でございますが、〇〇線の〇〇〇〇を越え〇〇〇〇の信号を〇〇しますと、〇〇〇〇地先になります。そして、集落を越えますと畑地になりますが、その畑地の〇〇に〇〇〇〇がございます。それを〇〇しまして下りますと下に田園がございます。それで、その先にこの〇〇〇〇という会社がございます、田園と隣接した所でございます。

譲受人は養鶏業を営む法人で、現在の敷地が手狭となってきたため申請地を資材置場用地とするとのことでございます。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理とのことでございます。

周辺農地所有者からの同意もあり問題ないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

椿委員。

35番椿委員 今回のこの5条の農振地域の除外の始末書の件ですが、5件もあるというのは事務局の方から説明があつて各委員さんからあるのかなと思つたので、まあ大体あつたんですけれどもね、それはそれでいいんですけれども1点だけ、ちょっとお伺ひしたいんですけれども、3番の〇〇〇〇さん、イチゴ・マンゴー等つくっているということで、除外で普通車70台という結構なスペースになると思うんですね。先ほどの説明だと寂しい所だと聞いたんですが、何人位の職員で畑、また会社の距離、この駐車場までの距離をちょっと知りたい

んですけれども、教えていただけますか。

議 長 加瀬委員。

10番加瀬委員 すいません。行くまでが寂しい所でありまして、その先はとても開けている場所、広く経営している場所でありまして、従業員はパートを含め50名位です。現在使っている駐車場は、ちょっと狭くてその先1反位の所を駐車場にするようなので、ここに駐車場70台と書いてありますけれども、実際、人もその位はいます。

それで、よろしいですか。

35番椿委員 すいません、畑と会社の距離はどの位ありますか。

10番加瀬委員 すぐ近くです。

35番椿委員 そうですか、わかりました。

議 長 そのほか、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、特に問題はないとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、特に問題はないとすることに決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成26年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、8件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積

計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成26年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、13件であります。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成26年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時05分